

第 1 回労働保険徴収法第 12 条第 3 項の適用事業主の不服の取扱い
に関する検討会 議事要旨（令和 4 年 10 月 26 日開催）

＜労働保険料認定決定の審査請求・取消訴訟等において労災保険給付支給決定の要件該当性を主張することの可否について＞

- 労働保険料認定決定の審査請求等において労災保険給付支給決定の要件該当性の主張を認め、被災労働者等が受給した労災保険給付の返還を求められないという取扱いをすることは、労災保険給付支給決定についてメリット制適用事業主の原告適格を認めるよりは、被災労働者等とメリット制適用事業主の相互の関係のバランスとしてはよい。
- いわゆる違法性の承継の問題の帰趨については、労働保険徴収法第 12 条第 3 項の「保険給付」の解釈変更だけで決まる問題ではなく、この点のロジックを補充する必要があると考える。
- 「違法性の承継」については、明確な基準が定まっている訳ではない。労災保険給付支給決定をした行政庁とメリット制適用事業主の間で、労災保険給付支給決定の要件該当性につき争いが生じた場面においては、労災保険給付支給決定と労働保険料認定決定における労災保険給付支給決定の取扱いとを連動させないという理解でよいと考える。この 2 つの制度の下における 2 つの行政行為の間関係が重要であるが、この関係をどのように表現するかについては、更なる工夫を要する。
- 労働保険料認定決定においては、労災保険給付支給決定がされるとメリット制適用事業主は労働保険料の増額という不利益を直接的かつ現実的に受けることがあるので、労働保険料認定決定において労災保険給付支給決定の違法を取消事由として主張して争わせるべきと考える。

＜労働保険料認定決定の審査請求・取消訴訟等において労災保険給付支給決定が要件に該当しないとされた場合の労災保険給付支給決定の取扱いについて＞

- 労災保険給付支給決定が要件に該当しないことを理由として労働保険料認定決定が判決等により取り消された場合であっても、判決等の拘束力により、労働基準監督署が労災保険給付支給決定を取り消す必要はないと考える。拘束力の趣旨としては、あくまでも判決主文で示された後続する処分（労働保険料認定決定）が違法であるということがポイントであり、判決主文を離れて、独立に理由中の判断が意味を持つという趣旨ではない。
- 職権取消の論点に関して、判例では、受益的な処分の職権取消によって、処分の相手方が受ける不利益が非常に大きいことを認めた上で、それでも誤った処分を維持することによる不利益の方が大きいと判断して職権取消を認めている。本件取扱いの見直しについては、労働保険料認定決定の争訟において被災労働者の立場を主張する手続的保障がないということに重点があり、こうした判例の結論とは異なる整理となるということになるのか。
- 仮に、被災労働者が重要な証拠を偽造したような場合には職権取消がなされる場合があり得るであろうが、その議論は本件の解釈変更の議論とは関わりがないものであり、本検討会の議論からは除外されている問題と考えている。
- 労災保険給付支給決定が要件に該当しないことを理由として労働保険料認定決定が取消訴訟の判決等により取り消された場合であっても、労災保険給付支給決定が取り消されず存続する場合に、安全配慮義務違反を理由に被災労働者側から民事上の損害賠償請求がなされた使用者側が不利になるのではないかという点については、労災保険給付支給決定に関する資料と、判決等により取り消された労働保険料認定決定の判決の双方を証拠として当該労災民訴の審理裁判所に提出され、その審理において使用者が安全配慮義務の債務不履行責任を負っていたかを判断する中で考慮されるものではないか。

＜事業主の労災保険給付支給決定に対する審査請求適格・取消訴訟の原告適格等について＞

- 労災保険給付支給決定は、労災保険法や労働保険徴収法などの目的等に照らしても、事業主にこれを是正するような法的な利益は与えられているとは考えられない。
- 労災保険給付とメリット制を介した労働保険料との関係については、労災保険給付支給決定が行われた段階では、未だ被災労働者が発生した事業場の事業主において具体的にどのような不利益が発生するのかが明確になっておらず、将来の労働保険料の支払いにおいて不利益が一定程度発生する可能性があるということにとどまるのであって、具体的に労災保険給付支給決定によりどの程度の不利益が発生するかということは、あくまで労働保険料認定決定の段階で明確になるのであり、メリット制適用事業主に労災保険給付支給決定に関する原告適格を認めるべきことにはならないと考えている。
- メリット制適用事業主に労災保険給付支給決定に関する原告適格を認めると、被災労働者等の法的地位の早期安定を図ることができず、被災労働者等の権利保護に反し、労災保険制度の目的を大きく損なう。
- 労災保険給付支給決定がなされたことによる事業主への影響としては、労災を発生させたといった社会的な不名誉が生じることや、労災民訴への影響があるといったような、実際上の影響は考えられるが、それらが労災保険法において、法律上保護される利益ということは難しいと考えている。
- メリット制適用事業主に対して労災保険給付支給決定に関する原告適格を認めると、労働基準監督署長による労災保険給付支給をめぐる原処分の審理の早期の段階から、事業主側を審理に参加させる必要が生じ、そうなると審理が複雑かつ長期化し、被災労働者の迅速かつ公正な保護という労災保険法の目的を没却しかねない結果が生じる。